

## 申請に対する処分一覧

				部局名	総合政策部
				課名	総合政策課
No.	根拠	根拠規定の名称	条項	申請に対する処分の内容	
1	法令	市町村の合併の特例に関する法律 施行令	第1条第2項	合併協議会設置請求代表者証明書の交付	

## 審査基準整理票

		基準所管課	部 局 名	総合政策部	
		No.		課 名	総合政策課
				1	
処 分 権 者	市長				
申請に対する処分の内容	合併協議会設置請求代表者証明書の交付				
根 拠 規 定 / 基 準 規 定	規 定 の 名 称	条 項			
根 拠 規 定	市町村の合併の特例に関する法律施行令	第1条第2項			
基 準 規 定	市町村の合併の特例に関する法律施行令	第1条第2項			
審 査 基 準	<p>【市町村の合併の特例に関する法律施行令】                      (代表者証明書の交付等)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 前項の規定による申請があったときは、当該市町村の長は、直ちに、市町村の選挙管理委員会に対し、請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、その者に代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p> <p>3~5 略</p>				
標 準 処 理 期 間	7日				
基 準 設 定 日	平成29年12月28日				
最 終 更 新 日	—				